不動産取得税についてお知らせ
～不動産を取得したときの税金～

不動産取得税は、不動産（土地・家屋）を取得したときに、取得した方に納めていただく税金（県税）です。原則として取得原因、有償・無償にかかわらず課税対象になります。

納める額　**課税標準額×税率です。**

課税標準額

原則として、市町村の「**固定資産課税台帳に登録されている評価額**」です。**不動産の購入価格や建築価格ではありません**。また、新たに建築された家屋や地目変更を伴う土地などは「固定資産評価基準」により評価額を決定します。

※平成27年3月31日までに取得した宅地（宅地比準地含む）の課税標準額は、評価額の二分の一となります。

※一定の要件を充たす住宅などについて特例控除があります。

※新築の場合、不動産取得税は取得時の評価額。固定資産税は取得した翌年1月1日現在の評価額（1年分の減価などを考慮した額）となりますので、課税標準額が異なります。

税　率

土地3％、住宅3％、住宅以外の家屋（別荘含む）4％

土地・家屋を売買等で取得された方へ

住宅用の土地や家屋を購入された場合などは、所有権移転の登記をされた月のおおむね3ヵ月後に、納税通知書を送付しますので納税をお願いします。

※一定の要件を充たす住宅用の土地の場合は、税額の軽減措置がありますので相談してください。

平成23年中に住宅等を新築された方へ

市町村が家屋調査後、評価額を決定した家屋などは、通常、翌年7月ごろに納税通知書をお送りします（特例の控除額により納税通知書が送付されない場合もあります）。

不動産を取得した場合は、不動産取得申告書の提出をお願いします（各種軽減措置を受けるためには申告書の提出が必要です。用紙は、町税務課窓口、地方事務所税務課窓口、県ホームページ「申請・届出様式」欄から入手できます）。

よくあるお問い合わせ

Q1　家屋の評価額が、固定資産税の評価額よりも高いが…。

A1　新築の場合、不動産取得税は取得時点の評価額を、固定資産税は新築した翌年1月1日現在の評価額（築後1年経過した家屋として計算した額）となります。

Q2　住宅を取得した際の軽減は、どのような場合に受けられるか。

A2　住宅部分の床面積が、50㎡（戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上240㎡以下の場合に、軽減の対象となる場合があります。

Q3　セカンドハウスとして利用しているのだが、軽減は受けられるか。

A4　取得後1年間の毎月の家屋の利用状況を調査し、毎月1泊2日以上居住している住宅として認定された場合、軽減が受けられます（新築の場合は、市町村のセカンドハウス認定を準用）。

詳細は、長野県公式ホームページ（http://www.pref.nagano.lg.jp/soumu/zeimu/kenzei7.htm）をご覧ください。

問い合わせ先
佐久地方事務所税務課課税第二係
0267(63)3138

「NPO法人設立講座・個別相談会」の開催について

NPO法人の設立を考えている方を対象に、県のNPO担当者による設立講座、個別相談会が開催されます。

■**対象者**　NPO法人を立ち上げて社会貢献活動をしたい方
■**日　時**　8月7日㈫ 午後1時30分～2時20分 設立講座
●市民による社会貢献活動
●NPO法の趣旨
●NPO法人設立、運営上の留意事項など
午後2時20分～3時 個別相談（希望される方のみ）
■**申込締切日**　8月3日㈮まで
■**開催場所**　佐久合同庁舎 5階 501号会議室
■**その他**　県庁では、8月以降毎週水曜日に相談会を開催します。希望する場合は事前にお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ先　長野県企画部県民協働・NPO課　026(235)7190

所得税の予定納税(第1期分)の納税をお忘れなく!

所得税の予定納税(第1期分)
納付期間　7月1日(日)～7月31日(火)

(注)土・日・祝日は、金融機関および税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

予定納税とは

前年分の所得税の確定申告に基づき計算した、予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則その1/3相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めていただくことになっています。

納税する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書に記載された第1期分の金額が納税する額です。
予定納税額およびその計算の詳細は、「予定納税額の通知書」に記載されています。

予定納税の減額申請

廃業や業況不振、災害などの理由により、6月30日の現況で、平成24年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税の減額申請をすることができます(申請書は、国税庁ホームページに掲載しています。また、税務署にも用意してあります)。**第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、7月17日(火)までに「予定納税額の減額申請書」を税務署に提出してください。**税務署では、その申請について承認、一部承認または却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

予定納税額の納付

振替納税を利用している方	納期限(7月31日(火))に指定の金融機関の口座から、自動的に納付されます。納期限前日までに口座の残高をご確認ください。
その他の方	納期限までに金融機関、または所轄の税務署の窓口で納付してください。第1期分の納付税額が30万円以下の場合には、送付したバーコードつき納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。 また、インターネットを利用して電子納税をご利用いただけます。電子納税をご利用いただく場合の手続については、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)でご確認ください。

※納付には便利な振替納税をご利用ください。

問い合わせ先　佐久税務署管理運営部門　0267(67)3460

御代田町　補助・サービス一覧表をご活用ください

町では、住民の皆さまに様々な補助やサービスを提供しています。これらの補助やサービスについて、皆さまへ情報提供を行うとともに、住民サービスの向上を図るため「町民の皆さまを対象にした御代田町の補助・サービス一覧表」を作成しました。
町ホームページでご覧いただけるほか、役場窓口にも備えてありますので、ご活用ください。

問い合わせ先　企画財政課企画係(内線52)